

JETAA-I 組織規約

2019年12月版

第1条 正式名称

当組織の正式名称は、The Japan Exchange and Teaching Programme Alumni Association International とする。(略称には JETAA International 又は JETAA-I を用いる。)

第2条 構成

JETAA-I は、CLAIR 及び日本の関係省庁との協議の下、JETAA-I が認定した JETAA 支部と元 JET 参加者一人ひとりのための組織である。

第3条 目的

JETAA-I は、以下の目的のために設立された。

- ・世界中の元 JET 参加者の国際的な統括組織であること。
- ・全世界に広がる JETAA 支部、一人ひとりの元 JET 参加者、日本の政府機関、その他関係者との間の調整役を務めること。
- ・JET プログラムや JETAA 支部の活動を支援すること。
- ・日本国内外の現役 JET や元 JET 参加者に有益な情報を提供すること。
- ・新規 JETAA 支部設立へ援助を行うこと。
- ・JETAA 支部とそのメンバー、現役 JET 参加者、日本の関係機関等との間のネットワーク強化を図ること。
- ・日本と世界の国々との間の絆を育み、深めていくこと。

第4条 執行体制

第1項 全体構造

JETAA-I の執行体制は、役員（会長・副会長）とその補佐機関である顧問委員会・ウェブマスター及び理事会（国代表たち）からなっており、全員が、支部代表によって代表されている一般会員に対し責任を負うものとする。

第2項 国代表

- A 20名以上の会員を有する支部が1つ以上存在する国は、国代表を持つことができる。支部が1つしか存在しない国の場合には、別段の取り決めがない限り、支部代表が国代表の役割も担うこととする。

- B. 国代表の選出は、JETAA-Iの役員改選の時期及び日本の会計年度と足並みをそろえ、毎年4月1日に新役員の任期が開始できるよう改選の時期を定めることを強く推奨する。
- C. 1人の国代表が10以上の支部の代表を務めなくても良いこととする。1人の国代表が10以上の支部の代表という負担を負わなくても済むよう、10以上の支部を有する国は、複数の国代表を置くことができる。複数の国代表の管轄エリアの分け方は、地理面・運営面などを勘案した当該国の判断に委ねる。管轄エリアの分け方の如何を問わず、全ての国代表はJETAA-Iにおける同等の地位を有する。
- D. 国代表の第一義的な役割は、自国の元JET参加者に奉仕することである。その上で、JETAA-Iの理事会に参加し、世界中の元JET参加者に影響を及ぼしうる課題や元JET参加者が総体として取り組むべき事柄について審議・対処し、その良好な運営に寄与すること、また、JETAA-Iと自国/地域の間の効果的かつ時宜を得た双方向コミュニケーション確保に貢献することが望まれる。
- E. 国代表は特に、自国の（支部及び個々の元JET参加者の）意見を集約し、会議等の場でそれを表明し、また会議の決定事項や情報を自国の構成員に伝えることを責務とする。
- F. 役員及び理事会は、小委員会について及び理事会メンバーが果たすべき責任や義務について協力して適切に規定するものとする。
- G. 国代表は、自国内で顕著な活動や出来事があった場合には、役員や委員会に適宜報告することが期待される。
- H. 役員は、理事会と協議の上、国代表の役割・責務・選出方法・在職期間を定めた指針を示すこととする。ただし、理事会において投票するメンバーの3分の2以上の賛成が得られた場合にのみ、その指針は有効なものとなされる。

第3項 理事会

- A. 理事会は、JETAA-Iの全加盟国の国代表から構成される。理事会の役割は、JETAA-I役員（会長及び副会長）の選出及びその他の適切な任務にあたることである。全てのJETAA-I加盟国の声が公平に反映されるよう、理事会内の投票は「一人の国代表につき1票」を原則とする。
- B. 国代表は、自国内の支部の意見を会議の場で伝え、また会議で得た情報や決定事項を自国内の支部に伝える役割を担う。ゆえに理事会は、理事会の決定事項について自国のメンバーへの説明責任を負い、自国で定めた基準に則して報告を行う。
- C. 理事会は、総体として、又は、各メンバーを通じて、役員が本規約に基づく義務を遂行するとともに、会議等の公式な手段を通じて理事会が決定した事項を確実に実行するよう、確認する役割を担う。

第4項 役員

- A1. 会長
会長は、以下の事項に責任を持つ。

- ・理事会や JETAA-I 役員が関与する全ての会議を主導すること。
- ・JETAA-I のスポークスパーソン、対外窓口の役割を担うこと。
- ・事業の管理や副会長への助言・支援を適宜行うこと。
- ・新支部設立や困難を抱える支部へ支援を行うこと。
- ・元 JET 参加者（支部間や理事会内）間の良好で時宜を得た効果的なコミュニケーションを促進すること。

A2. 会長は少なくとも年に1回、理事会に対し、JETAA-I の現状と活動報告を行う。報告内容には、会長、副会長、ウェブマスター及び顧問委員会による活動を含めること。

B.1. 副会長

副会長は、以下の事項に責任を持つ。

- ・会長又は理事会の指示に基づく特定事業に関する管理監督を行うこと。
- ・会長不在時には、理事会と顧問委員会と協議した上で、会長の代理を務めること。
- ・規約改正に係る調整や、小委員会の監督、新支部設立を支援する会長のサポート等を行うこと。

B.2. 副会長はまた、会長又は理事会の指示に基づく広報活動等に責任を負う。

副会長は、ウェブマスターやコンテンツプロバイダー（広報依頼者）の協力の下、以下の事柄を監督する。

- ・JETAA-I 支部情報のデータベースに付随するメンテナンス
- ・JETAA-I ウェブサイトの運営及び保守
- ・ソーシャルメディア等への記事投稿

C.1. ウェブマスター

ウェブマスターの任命と職務内容の決定は役員が行い、役員の義務履行のため、役員に指示に随時従うものとする。

C.2. ウェブマスターは、JETAA-I の技術面での全般的な責任を負う。ウェブマスターは任命制であり、ウェブマスターが国代表から選出された場合を除き、投票権を持たない。

第5項 役員の任期

- A. いかなる役員職も、連続3期まで務めることができる。また役員は、継続性を保つために最低2期務めることが推奨される。
- B. 役員の任期満了前に欠員が生じた場合、理事会は、残期間に臨時の代理を務める者を任命する。代理者は、理事会のメンバーから選ばれることが好ましいが、それに限定されるものではない。

第6項 顧問委員会

- A. 役員が任務を遂行するにあたり、助言及び支援を行う顧問委員会を設置する。顧問委員の定員は5名程度とする。欠員が生じた際には、副会長・現職の諮問委員・理事会との協議の下、会長が任命する。

- B. 顧問委員の任期は、原則として、2年以上10年未満とし、その解任については、役員に拠るものとする。
- C. 顧問委員は、JETプログラム、AJET（JETプログラム参加者の会）、JETAA（元JET参加者の会）の支部/国/国際レベルでの活動についての知識を有するものとする。
例えば、以下のような者たちである。（優先順）
- ・JETAA-Iの元役員又は元理事会メンバー
 - ・AJETの現役員、元役員
 - ・国代表以外の支部代表
 - ・JETプログラムや元JET参加者の関係者
 - ・会長が顧問委員として相応しいと判断した者
- D. 顧問委員会は、理事会を補助する役割を担い、理事会も必要に応じて役員に助言・支援を行うものとする。
- E. 顧問委員は、役員の経験が必要とされる場合等を除き、元JET参加者である必要はない。

第5条 手続

第1項 会員資格

- A. JETAA-Iの会員資格は国単位であり、JETAA-Iから認定された国に限定される。加盟国は、20名以上の会員と成文規約を保持する“現に活動中”の支部を1つ以上有するものとする。
- B. 加盟国が有する支部数は、1つ又は複数のいずれかである。加盟国は、自国内にJETAA-Iから未認定の支部を有する場合、公式な認定を得るよう促すことが望ましい。公式認定を得れば、必要に応じてJETAA-Iからの直接的な支援が可能となり、また、認定支部数はその加盟国が理事会に獲得しうる議席数を決定する重要な要素となる。
- C. その国唯一の支部の会員数が20名以下の場合、理事会は、会員数が20名に達するまでの間、準会員として認定することができる。準会員は投票権を有しない。
- D. 準会員には以下の権利を認める。
- ・JETAA-Iの名称やロゴの使用。
 - ・会議等への出席（可能かつ適切な場合）
 - ・JETAA-I役員、理事会メンバー、支部代表たちから支援や助言を受け、関係を持つことができること。
 - ・JETAA-Iから情報を得られること。
- E. 支部の下部組織が存在する場合は、直接的にはなく、親支部を通じて権利を行使するものとする。ただし、下部組織もJETAA-Iに正式な認定を求めることができる。認定を受けた場合には、投票権やJETAA-Iの会議への出席を除き、親支部に認められる全ての義務と権利を持つこととする。

- F. JETAA-I の新規加盟を目指す支部や準会員を目指すグループ、正式認定を求める支部の下部組織は、JETAA-I 会長に対し、規約の写し、会員リスト、過去 12 か月の活動報告書とともに、加盟や認定を希望する旨を記した添え状を提出する。会長は、申請書類を審査し、副会長及び理事会に報告する。申請書に対する疑義等を解決後、申請を受理するか否かは理事会で投票によって決せられる。
- G. 元 JET 参加者が、JETAA-I の認定支部の存在しない国に住む場合には、同国に正式な JETAA-I 支部が設立されるまでの間、理事会により個人単位の準会員として認められる。個人準会員は投票権を有しない。
- H. 正会員支部、準会員支部、支部の下部組織は、JET プログラムの推進への協力、他の支部や日本の関係機関との連携の強化、世界に広がる元 JET 参加者全体の発展に向け共に努力するものとする。また、常に誠実で、プロ意識を持ち、元 JET 参加者界の模範として振る舞わねばならない。

第2項 会議

- A. 理事会メンバーと役員は、JETAA-I の活動を進展させるため、必要に応じて会議を行う。財政上の制約はあるが、直に会って会議（対面式会議）を行うことが望ましい。ただし、直接会って会議を行うことが困難な場合は、電話会議やインターネット会議等（遠隔会議）の方法を採ってもよい。
- B. 全ての会議は、会長又は理事会メンバーが文書（電子媒体、紙媒体いずれも可）により発案するものとする。会議開催の発案は、理事会に諮られ、メンバーの3分の2以上の賛成により決定する。
- C. 副会長は、会議開催の決定後、理事会メンバー、顧問委員、その他関係者に向けて通知文書（電子媒体、紙媒体いずれも可）を送付する。通知文書には、開催の日時、場所又は通信手段、審議事項を記載するものとする。
- D. 副会長は、できる限り多くの理事会メンバーが、最小限の個人負担で参加できるよう会議の概要を調整する。
- E. 遠隔会議の場合は、開催日の2週間前までに、対面式会議の場合は8週間前までに開催を告知すること。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- F. 役員、理事会メンバー等が自ら申し出た仕事や義務とされた職務を正当な理由なく全うせず、又は、規約等に反する不適切な言動を行う場合、その者に対する会議等への出席旅費等は支給しない。理事会で半数以上の賛成により、その者は会議出席の資格がないものとみなされる。
- G. 理事会の定足数は、現行の理事会メンバーの75%とする。現行の理事会メンバーとは、JETAA-I の加盟国の国代表により構成される。

- H. 会議の開始予定時刻から30分以内に定足数が満たされない場合、会長が再招集するまで会議は延期される。
- I. 理事会メンバーや役員が理事会に出席できない場合、代理出席を認める。代理出席を知らせる通知は、会議の7日前までに会長に提出されなければならない。ただし、事故や緊急事態が起きた場合は、この限りではない。代理出席者は、欠席するメンバーと同一国の元国代表か現行の支部代表であることが望ましい。そのいずれも出席が難しい場合には、欠席するメンバーの所属する支部の者でなければならない。

第3項 対面式会議

- A. 前述のとおり、副会長は、対面式の理事会を開催する際、8週間前までに理事会メンバーに通知（電子媒体、紙媒体のいずれも可）しなければならない。副会長は、会長及び理事会メンバーと協議の下、会議の調整を行い、14日前までに各メンバーに詳細を知らせるものとする。役員は、理事会メンバーが、会議参加に伴う航空運賃や宿泊費といった費用面を理由に参加を断念せざるをえない状況が生じないよう配慮しなければならない。
- B. 会議の開催には、理事会メンバーの出席者数が定足数に達していることが求められる。

第4項 遠隔会議

副会長は、テレビ会議やインターネット会議といった遠隔会議を開催する場合、14日前までに理事会メンバーに通知しなければならない。副会長は、会長、（必要に応じて）ウェブマスター、理事会メンバーと協議の上、会議の開催手段を決定し、7日前までに理事会メンバーに知らせなければならない。会議の開催には、理事会メンバーの出席者数が定足数に達していることが求められる。

第6条 役職の任期及び適性、要件

第1項 役員

- A. 役員の任期は、一年間で、任期満了後は全役職が空位となる。会長の候補者は、現行又は旧理事会メンバー（国代表）、支部代表たちに限定される。副会長についても、同様の経歴を保持する者が望ましいが、例外も認められる。なお、会長及び副会長の候補者は、元JET参加者でなければならない。
- B. 副会長に国代表や支部代表の経験がない場合には、副会長として少なくとも2期務めた後でなければ会長選に立候補することはできない。
- C. いかなる場合も、役員職を兼務することはできない。また、役員に選出された際には、その職務に専念するために支部代表及び国代表の職を辞することができる。
- D. 役員が国代表として理事会メンバーに留まることを選ぶ場合、国代表としての投票権を保持することができる。役員自身に投票権はなく、専ら理事会での決定事項の遂行に務め、理事会や本規約に定められた責務を全うするものとする。

第2項 理事会（国代表）

国代表の任期は、各国が適当とみなす期間に定められるが、再選の手続きを経ずに務められるのは連続2年を限度とする。JETAA-I理事会メンバーの候補者は、勤勉かつ自国内の選出で正式な手続きの下、支部や会員の大多数の支持を得て国代表となった者に限定される。

第7条 選挙の実施

第1項 役員

- A. 役員選挙は、その選挙指針に基づき年1回行われるものとする。実施時期は、新役員が4月1日からその任期を開始でき、また、選挙の準備が適切に行えるよう十分な配慮の下、決定されねばならない。
- B. 正式な指名を受けた顧問委員は、選挙の実施を呼びかけ、理事会に実施方法について伝えるものとする。上述の顧問委員は、選挙実施につき顧問委員会から指名を受けた中立な第三者であること。任命された人は、それから、もう一人の顧問委員会のメンバーを副選挙管理者として任命すること。もし、選挙管理者は何らかの理由によって義務を果たせることができなかつたら、副選挙管理者はそれを受け継ぐ。この二人が決まってから、その名前を質問や抗議とそれに対する議論や解決ができる程度の時間の余裕をもって理事会に伝える。また国代表たちは、選挙実施の呼びかけを受け次第、支部代表たちに伝える責務を負う。
- C. 先述の顧問委員は、選挙管理者を務めるものとする。選挙管理者とは、選挙情報の発信から投票結果の収集及び公表まで、選挙運営全般を取り仕切る責務を負う。
- D. 現行の理事会メンバー（国代表）のみがJETAA-I役員選挙の投票権を持つ。投票は『1国代表につき1票』とする。再度立候補する資格を有する現職役員は、理事会がその者が役員としての任務を継続するのは不適當と見なさない限り、立候補することができる。再度の立候補を阻止するには、投票する理事会メンバーの3分の2の賛成を要する。
- E. 立候補者が役職につき1名しかいない場合には、2名以上の理事会メンバーから異議の申し立てがない限り、その者が無投票でその役職に就くものとする。もし異議申し立てがなされた場合には、理事会は、その異議申し立てについて協議し、適切な期間内に、その立候補者がその役職を継続するのに相応しいかどうか投票を行う。その立候補者の役職への継続を阻止するには、理事会メンバーの3分の2の賛成を要する。
- F. 毎年4月1日から新しい役員の任期が開始できるようにすること。ただし、緊急事態により時期を変更することにつき合意が得られれば、この限りではない。4月1日前後の移行期間については、選挙指針に定めるものとする。

第2項 国代表（理事会メンバー）

国代表の選出方法については、各国に委ねることとする。ただし、該当するJETAA-I規約の条件があれば、それに沿った方法で行わなければならない。選出結果は、国代表が任期に就いてから14日間以内に役員と理事会に通知されなければならない。

第8条 投票

第1項 投票手続

- A. JETAA-Iに関する投票は、投票者のプライバシーに配慮し、また全メンバーの参加を促すため、全て無記名投票とする。投票方法（対面式、オンライン等）は、選挙管理者又は会長が役員や理事会メンバーとの協議の下に決定し、全関係者に通知するものとする。
- B. 理事会が関係する投票について選挙管理者や会長は、全ての国代表が確実に投票のことを知らされるように注意を払わねばならない。
- C. 投票は、状況により通常の会議の場ではない場所で行われる。その場合、定足数の要件は適用されない。ただし、全ての国代表に知らせるよう配慮することが求められる。
- D. 選挙、解任、規約改正、一般的な審議事項に関する投票数は、通常の過半数（51%以上）や特別過半数（3分の2以上）の如何を問わず、棄権票を除き、投票する理事会メンバーのみによるものとする。全ての国代表は、投票することが望まれるが、棄権することもできる。投票をしない場合は、棄権とみなされる。棄権票は、最終投票数に含まれない。
- E. 候補者は、公約及び選挙管理者や理事会から求められた参考資料を提出し、立候補について承認を得なければならない。
- F. 規約改正の発議や一般的な審議事項に関する提案は、誰でも行うことができる。ただし、投票の是非が検討されるためには、理事会メンバー1名以上からの賛同が必要となる。

第2項 役員選挙

- A. 最多得票数を得た候補者が当選する。有権者は、役職ごとに1票を投じる権利を有する。1つの役職に対し複数の候補者に投じた場合、その投票は無効となる。
- B. 得票数が同じ場合、選挙管理者は立会人の下で、双方の候補者が同意した「くじ引き・ジャンケン・コイントス」といった方法により勝者を決定する。

第3項 JETAA-I規約の改正

- A. JETAA-I規約の改正の発議は、理事会（国代表）の投票に付されるものとする。
- B. 規約改正の発議に対する投票は、レフレンダム方式に基づくものとする。すなわち、発議の可否を投票で決めるということである。規約改正の発議のうち、投票する理事会メンバー（国代表）の3分の2以上の賛成票を得たものは可決されたものとする。
- C. 全ての理事会メンバーは、規約改正の発議の内容と投票日時につき6週間前までに書面（電子媒体、紙媒体のいずれも可）によって通知されるものとする。国代表たちは、投票の前に、複数支部の存在する加盟国の場合は全支部代表の見解を、単一支部の加盟国の場合は支部会員の見解を集約することが期待される。

第4項 一般的審議事項

- A. 理事会の前に発議された一般的審議事項に関する投票は、先述した投票手続きに沿ったものとする。なお、理事会メンバーと役員による十分な議論、関係者等への協議を経て議決すること。
- B. 一般的審議事項に関する投票は、通常の投票する理事会メンバーの過半数を得れば承認されたものとする。

第9条 解任・除籍等

第1項 役員

会長及び副会長の職は、重大な規約違反、又は、不信任決議がなされた場合に、投票する理事会メンバーの3分の2以上の賛成で解任される。

第2項 国代表

- A. 国代表は、重大な規約違反、又は、不信任決議がなされた場合に、投票する理事会メンバーの3分の2以上の賛成で理事会から解任される。なお、当該国代表は、本件に関し投票権を持たない。
- B. 国代表の職にある者は、不法行為や不信任といった理由により、自国の支部代表たち、又は、支部会員たちによって、自国の規定に則り、国代表の職を失うこともある。その場合は、投票する支部会員、又は、支部による3分の2の賛成が除名の基準となるべきである。
- C. 理事会メンバー、役員、国代表の除名の原因を以下に例示する。
- ・JETAA-I内外のあらゆる情報の乱用行為
 - ・道義に反し、破壊的、脅迫的、不快な行為を行うこと。
 - ・虚偽の発言
 - ・財務上の不正行為等
- D. 自国内の投票により国代表としての職を剥奪された者は、理事会メンバーとしての地位も失う。なおお代わりの国代表は、当該国が決めるものとする。
- E. JETAA-Iの役員及び理事会には、国代表の職にある者の地位を奪うことはできない。国代表の地位の剥奪は、当該国の支部と会員のみ行うことができる。ただし、JETAA-Iが上記Cで挙げた理由等を挙げ、国代表の地位剥奪について当該国に勧告することはできる。

第3項 支部代表

JETAA-Iの役員及び理事会には、支部代表の職にある者の地位を奪うことはできないが、懸案事項等について調査を勧告することはできる。支部代表が当該支部や当該国の規約を破り、支部会員の信任を失った場合、状況に応じた適切な措置を講ずることは当該国のJETAAの責務である。

第4項 支部

- A. 会員支部は、以下に当てはまる場合にJETAA-Iから除籍される。
- ・意図的に誤った情報を役員や理事会に伝えること。

・JETAAIの目的やイメージに反する、又は、元JET参加者の一部又は全体の評判を損なう行動をとること。

なお、除籍には投票する理事会メンバーの3分の2以上の賛同を必要とする。

- B. 除籍には、一時的な処分とJETAAI加盟資格の永久的な剥奪の2種類ある。一時的な処分とは、役員及び理事会により救済策が講じられるまで活動停止となる。

同規約は2016年5月可決

2019年12月改正